

(案)

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(改定)

平成20(2008)年度～平成29(2017)年度

平成 () 年 () 月

新 宿 区

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の改定について

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」は、放置自転車をはじめ、自転車を取り巻くさまざまな問題を解消することを目的として、平成20年1月に策定しました。

本計画の中では、「計画期間は平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの10年間とし、計画期間の中間で、計画達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行うこととしました。

この度の改定は、この方針に基づき、本計画の策定から5年目を迎えた時点で計画の見直しを行ったものです。

今後は、計画期間の後半に向けて自転車等の利用環境の整備とマナーの向上を目指し、各種施策を推進していきますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました新宿区自転車等駐輪対策協議会の委員の皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

平成 年 月

新 宿 区

目 次

第1章 計画策定にあたっての自転車等利用に対する基本認識	1
1-1. 新宿区における自転車等利用のあり方	1
1-2. 計画の目的・性格	1
1-3. 計画の目標	1
1-4. 計画の期間	2
1-5. 計画の対象区域	2
1-6. 計画で対象とする自転車等及び駐輪場	2
第2章 計画の体系及び内容	4
2-1. 計画の施策体系（一部修正）	4
2-2. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る（一部修正）	6
2-3. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る（一部修正）	9
2-4. 駐輪場や走行環境を整備する（一部修正）	11
2-5. 放置自転車対策等を推進する（一部修正）	17
2-6. 自転車等の適正利用を推進する（一部修正）	18
資料：新宿区自転車等駐車対策協議会委員名簿及び協議会の検討経過	21

第1章 計画策定にあたっての自転車等利用に対する基本認識

1-1. 新宿区における自転車等利用のあり方

自転車等の適正利用を推進します

新宿区における自転車等の利用のあり方は、

- ①「利用者が自由に利用できる」
- ②「利用者はルールを守り、マナーに気をつける」

という二つの考え方をともに包括する視点に基づき、新宿区及び関係者の連携と協力により、「自転車等の利用環境の整備」を推進し、あわせて「自転車等利用者のルール遵守とマナー向上」を図り、自転車等の適正利用を推進します。

なお、自転車と原動機付自転車(以下原付と呼称)・自動二輪車の利用のあり方については、利用方法や法規上の扱いも異なるため、促進に当たっては十分注意します。

1-2. 計画の目的・性格

平成10年9月に策定した新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「前総合計画」と言う。)は、自転車及び原付の駐輪対策に関する計画ですが、本計画では、自転車及び原付の駐輪対策に自動二輪を加え、広く「自転車等の利用」という視点に立ち、自転車問題等の解決に向け、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、本計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号・最終改正平成5年12月22日法律第97号)第7条に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」としても位置付けられるものです。

1-3. 計画の目標

新宿区及び関係者の協力による自転車等利用環境の整備促進と、自転車等利用者のマナー・意識の向上をめざすことにより、自転車等の適正利用を推進します。

前総合計画では、駅周辺の放置自転車、放置原付問題の解決を目指し、自転車及び原付の利用の基本的なあり方について、「駅周辺への自転車等乗り入れの抑制(自粛)」としました。しかし、ここ10年の社会環境の変化に伴い、環境や健康等に対する意識が高まり、区民からは自転車を積極的に利用できる環境を望む声が高まっています。

一方、すべての自転車等が自由に乗り入れるための駐輪場や、自転車が安全に移動できる走行空間を確保することは、空間的な制約や財政的な観点から多くの課題があります。

新宿区は関係者と協力し、課題解決に向け、自転車等の利用環境の整備を推進するとともに、ルールの遵守・マナーの向上等、利用者の意識向上を図るための施策を展開し、自転車等の適正利用を推進していきます。

1-4. 計画の期間

計画期間は平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの10年間とします。なお計画期間の中間で、計画達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行います。中間評価実施年度については、区の実行計画の推進期間等を考慮して決定します。

ここ数年、自転車等に関する法律が改正されるなど、自転車等のあり方が見直されはじめ、今後10年の中で自転車の利用環境が大きく変わっていくことも想定されます。そのため、計画策定後、中間年度で計画を見直し、現実に柔軟に対応していきます。

1-5. 計画の対象区域

計画対象区域は、新宿区内全域とし、鉄道駅周辺及び駅周辺以外においても著しく放置自転車等が問題となっている区域は重点的に対策を推進します。

また、自転車等の利用環境の改善に向け、地域住民等の協力が得られる区域については積極的に施策を展開します。

前総合計画を策定した平成10年頃と比較し、駅周辺以外においても放置自転車等の増加や自転車等の利用マナーに関する問題が深刻化している現状を踏まえ、区内全域を計画対象区域とします。

計画対象区域の中でも、特に放置自転車等が著しく問題化している区域については、駐輪場等の設置、放置禁止区域の指定、撤去活動の実施といった放置自転車等を削減するためのハード・ソフトの施策の組み合わせにより、重点的に対策を推進します。

また、地域住民の協力や地域による用地の提供がなされるなど、住民や関係事業者の積極的な協力が得られる地域については、地域にインセンティブを与える支援策などを検討します。

1-6. 計画で対象とする自転車等及び駐輪場

本計画では、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車を対象とし、駐輪場の整備に当たっては、関連法規及び設置基準等を十分踏まえます。

(1)対象とする自転車等

前総合計画では、自転車及び原付を対象としたが、関連法規の改正や自動二輪車の利用増加を踏まえ、本計画では、自動二輪車についても扱うこととします。

なお、本計画では、自転車、原付、自動二輪車の総称として「自転車等」とし、原付と自動二輪車の総称として「自動二輪車等」とします。

(2) 道路上に設置する自転車等の駐輪場について

現在、自転車及び原付の駐輪場については、道路外の敷地に設置した「自転車・原付駐車場」と、歩道上に設置した「自転車等整理区画」の2種類があります。

「自転車等整理区画」は、都道管理者と新宿区とが「路上自転車仮置き場に関する覚書」に基づき、都道上に設けた「仮の自転車及び原付の置場」であるが、これは放置自転車問題に対処するための緊急避難的な取扱いのものです。

一方、平成17年から18年にかけて道路法が改正され、自転車、原付、自動二輪車の駐輪場を車道以外の道路部分に占用物件として設置できることになり、それに伴い「自転車等整理区画」について、都道管理者の定める設置基準に基づき見直す必要があります。

(3) 自転車等の駐輪場の名称について

前総合計画では、自転車及び原付の駐輪場について、自転車法に準拠し「駐車場」と呼称していますが、本計画では、一般区民に馴染みやすい「駐輪場」と呼称します。ただし、自動二輪車については、特別な場合を除いて自動二輪車駐車場とします。

第2章 計画の体系及び内容

2-1. 計画の施策体系

自転車等の適正利用を推進するため、計画の施策体系を下記の通り設定します。

利用環境の整備とマナーの向上をめざす
<p>2-2. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 関係者の役割(2) 関係者の協力・連携<ul style="list-style-type: none">①鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進②鉄道駅周辺以外における自転車等利用環境の整備促進③区民が主体となった自転車等利用環境向上の活動と区による活動支援(3) 鉄道事業者の取り組む事項<ul style="list-style-type: none">①駅周辺における自転車等利用環境の整備促進に向けた主体的活動②鉄道用地の貸与等③鉄道用地に関する情報提供④施設計画段階における調整等⑤自転車等の放置防止に関する啓発活動及び自転車等の整理
<p>2-3. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 自転車等利用 に対する啓発内容<ul style="list-style-type: none">①自転車駐輪場等利用方法（放置禁止区域と撤去に関する事項の周知）②自転車等運転時の安全運転方法（道路交通法の理解と遵守）③鉄道駅等への自転車等利用方法（駅周辺放置自転車等削減に向けた徒歩の推奨） ④防犯登録義務(2) 啓発活動の実施 方法<ul style="list-style-type: none">①自転車等利用者への直接的な啓発（自転車等整理員による啓発活動）②小中高等学校等を通じた、児童、生徒、保護者への「自転車安全利用五則」等の教育③各種専門学校、大学等を通じた学生への啓発④地区協議会、町会等を通じた住民・住宅オーナーへの啓発⑤町会、職場、商店会等を通じた商店街利用者や外国人への啓発等⑥新宿区への転入者の啓発(3) 啓発活動の評価とフィードバック

2-4. 駐輪場や走行環境を整備する

(1) 自転車駐輪場等の整備

- ①自転車駐輪場等の設置箇所
- ②自転車駐輪場等の整備目標量の設定
- ③自転車駐輪場等の設置主体の明確化
- ④附置義務の見直し
- ⑤自転車駐輪場の優先利用の選定
- ⑥自転車駐輪場の利用料金の設定
- ⑦自転車駐輪場の一時利用の検討

(2) 自転車走行環境の整備

- ①**自転車走行空間のネットワーク化の推進**

(3) 自動二輪車対策

- ①既存の駐輪場の利用
- ②民間駐車場への助成・支援
- ③一時利用の検討

2-5. 放置自転車対策等を推進する

(1) 放置禁止区域の拡充

- ①自転車駐輪場等設置による放置禁止区域の拡充
- ②駅周辺以外の駐輪未設置区域における放置禁止区域の設定方法の検討

(2) 放置自転車等の整理・撤去

(3) 放置自転車等の保管・処分

2-6. 自転車等の適正利用を推進する

(1) 自転車等利用環境向上方策の推進

(2) 自転車等利用環境向上のため実施すべき社会実験

2-2. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る

(1) 関係者の役割

自転車等の適正利用を推進していくためには、自転車等の利用者とともに関係する事業者等が主体的にその役割を果たすことが必要です。そのため、関係者とその役割を明確にし、連携・協力体制を築いていきます。

自転車等の適正利用を推進していくためには、関係者の主体的な活動及び関係者同士の連携・協力が不可欠です。ここでは、本計画に係る関係者とその役割を示します。

【自転車等の適正利用を推進する主体：新宿区・国・東京都・警視庁】

関係者名	役割
新宿区	本計画に基づき、関係者と連携を図り、自転車等利用環境を整備すると共に、区民・自転車等利用者に対して積極的に自転車等の適正利用のあり方を啓発していく施策を推進する。
国	自転車等の交通事故防止、交通の円滑化、駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進を達成するために、様々な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をする。 道路管理者として関係者と連携し、国道の利用環境整備を推進する。
東京都	自転車等利用環境整備に関する基準等を策定する。 また、道路管理者として関係者と連携し、都道における駐輪施設や走行レーン等の利用環境の整備を推進するとともに、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、警察庁と協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努める。
警視庁	自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、道路管理者と協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努める。

【駐輪場設置主体：新宿区・鉄道事業者・商業施設・商店会・学校関係者等】

関係者名	役割
新宿区	本計画に基づき、関係者と連携を図り、自転車駐輪場等の整備を推進する。
鉄道事業者	鉄道駅周辺の自転車等駐輪場の設置を目的に、新宿区や道路管理者との協力体制を築き、事業の調整、鉄道用地の譲渡、貸付け等の措置を講じる等、積極的に協力する。 また、駅前広場等の良好な環境を保持するため、必要があると認めるときは、新宿区や道路管理者等と協力して、自転車等の整理、放置自転車等の撤去や啓発活動等に努める。
大型商業施設：デパート、スーパーマーケット、大型量販店、大型書籍店等	附置義務対象施設については、条例に基づいた自転車駐輪場等を整備する。また、附置義務対象外施設においても、顧客満足及び社会的責務の観点から駐輪場等を設置するように努力する。

商店会（商店連合会）	顧客満足及び地域環境の向上の観点から駐輪場等を設置するように努力する。
個別店舗：コンビニエンスストア、遊技場(ゲームセンター、パチンコ等)、学習塾など	顧客満足及び地域環境の向上の観点から駐輪場等を設置するように努力する。
学校関係者 (小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学他)	学校周辺の駐輪場整備等の違法駐輪対策を推進する。 附置義務対象施設については、条例に基づいた駐輪台数を確保する。附置義務対象外施設においても、周辺地域へ影響を及ぼすことが予測される時は社会的責務の観点から駐輪場等を設置するように努力する。
集合住宅 (マンション、アパート等)	集合住宅は、附置義務対象外施設であるが、地域環境の向上の観点から駐輪場等を設置するよう努力する。
公共施設 (公共施設、銀行、郵便局等)	附置義務対象施設については、条例に基づいた駐輪台数を確保する。また、附置義務対象外施設においても、社会的責務及び、地域環境の向上の観点から駐輪場等を設置することや、既存の駐車場や駐輪場の休日開放等に向けて努力する。

【啓発活動や撤去などソフト事業の主体：新宿区・区民・鉄道事業者・学校関係者等】

関係者名	役割
新宿区	本計画に基づき、関係者と連携を図り、撤去活動や、啓発活動を推進する。
区民	駅周辺等において、自動車、自動二輪車、自転車の利用が他者に与える影響を考慮し、駐輪場の確保ができない場所へ移動する際は、可能な限り、公共交通や徒歩による。
自転車等利用者 (区外者も含む)	ルール(法規)とマナーの遵守を徹底し、他者への影響を十分考慮した上で自転車等を適に利用する。
鉄道事業者	駅前広場等の良好な環境を保持するため、必要があると認めるときは、新宿区や道路管理者等と協力して、自転車等の整理、放置自転車等の撤去や啓発活動等に努める。
学校関係者 (小学校、中学校、高等学、専門学校、大学他)	児童、生徒、学生（父母を含む）への自転車利用マナーの教育等を推進する。
自転車等販売店 (自転車、自動二輪車販売店等)	自転車等の販売者がルール(法規)及びマナーを再確認し、自転車等販売時に購入者へルール、マナーを正しく伝達する。

(2) 関係者の協力・連携

自転車等の利用環境を向上させるため、新宿区が主体となり、関係者が果たすべき役割等について協議、決定し、連携・協力して自転車等利用環境向上に向けた施策を推進します。

自転車等の利用環境の向上を図るには、「新宿区で生活・活動する」すべての関係者が前項(1)に示したそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して次の施策を推進していく必要があります。

- ① 鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進
- ② 鉄道駅周辺以外における自転車等利用環境の整備促進
- ③ 区民が主体となった自転車等利用環境向上の活動と区による活動支援

そのため、鉄道駅周辺については、新宿区が主体となり鉄道事業者、道路管理者及びその他の関係事業者等が協力して、駐輪場等の整備を進めると共に、撤去活動や啓発活動等のソフト施策を実施していきます。

鉄道駅周辺以外の区域については、新宿区及び商店会や学校関係者等その区域の主たるメンバーが主体となり、安全に歩行者が移動できる歩行空間の確保と、1台でも多くの自転車等が快適に利用できる環境を整備します。

また、地域住民有志等が主体となって、放置自転車撤去活動や安全パトロール(走行空間の安全チェック)活動、啓発活動などができるよう新宿区が支援策を導入します。

(3) 鉄道事業者の取り組む事項

鉄道事業者は、区や関係者と連携・協力して利用環境の整備と普及啓発活動等を進めます。

- ① 鉄道駅周辺における自転車等利用環境の整備促進に向けた新宿区や道路管理者等との連携活動
- ② 鉄道用地の譲渡、貸付その他の措置
- ③ 鉄道用地に関する情報提供
- ④ 施設計画段階における駐輪場設置に関する調整
- ⑤ 自転車等の放置防止に関する啓発活動及び自転車等の整理

鉄道駅周辺への乗り入れ自転車については、鉄道利用者によるところが大きく、そのため、自転車等の利用環境を整備していく上で、鉄道事業者各社が主体的に、上記の取り組み事項を講じなければ駅周辺の問題は解決しません。しかし、現状で鉄道各社が用地を貸付している駅は、区内30駅のうち5駅(7ヶ所)のみ(表2-1参照)であり、必ずしも十分であるとは言えないため、区内全ての駅において必要な駐輪場台数の確保に向け、新宿区は各鉄道事業者へ一層の努力を求めています。

なかでも、各社の鉄道が乗り入れているターミナル駅については、各事業者が主体的に連携し対策を講じる必要があります。ただし、新宿駅等駅周辺に商業施設や就業施設が多い場合は、必ずしも鉄道利用者のみが乗り入れているとは言えないため、新宿区は駅周辺の商業

施設関係者等と連携し対策を講じます。

また、⑤については、駅周辺の商業施設関係者等と連携が必要ですが、鉄道事業者は、必要があると認めるときは、新宿区等と協力し、自転車等の放置防止に関する啓発活動及び自転車等の整理に努めることとします。

表 2-1 鉄道事業者の貸付用地一覧 (平成 24 年 10 月 1 日現在)

対象施設	貸付鉄道事業者名	面積		備考
高田馬場駅第二自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	1.39	m ²	無償
高田馬場駅第三自転車等駐輪場	西武鉄道株式会社	146.1	m ²	無償
高田馬場駅自転車等整理区画	西武鉄道株式会社	16.2	m ²	無償
新大久保駅自転車等駐輪場	西武鉄道株式会社	12.92	m ²	無償
大久保駅自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	91.14	m ²	無償
牛込柳町駅自転車等駐輪場	東京都交通局	275.07	m ²	無償
新宿西口駅自転車等整理区画	東日本旅客鉄道(株)	43.00	m ²	無償
牛込神楽坂駅自転車等整理区画	東京都交通局	15.00	m ²	無償
国立競技場駅自転車等駐輪場	東京都交通局	4.30	m ²	有償
四ツ谷駅自転車等駐輪場	東日本旅客鉄道(株)	42.09	m ²	有償

2-3. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る

自転車等の利用に当たっては、すべての自転車等利用者がルールを遵守し、マナーを理解して利用することが基本であることから、新宿区が主体となり、関係者の協力を得ながら、自転車等利用者の意識向上を目指し、ルールの普及、マナーの向上を図ります。

最近、自転車等の放置や走行時のマナーの悪さが指摘されることが多くなっていますが、自転車等の利用者が利用に関する基本的なルールを知らないために、違法な行動をとっていることも少なくないと思われます。また、放置禁止区域について理解しつつも、そこでの放置行為が引き起こす問題（通行に対する阻害や、区の財政に与える影響）を考慮して行動している人は必ずしも多くはありません。

さらに、撤去されることによる経済的リスクや、撤去を避けるために目的地から離れた場所へ放置駐車することによる時間的ロスなどにより、自転車利用が徒歩よりも経済的でない行動となっている可能性があることも考えられます。

このような現状を踏まえると、自転車等の利用についての正しい知識・情報を提供し、ルールやマナーを遵守する利用者を増やすことや、自転車の利用を控え徒歩による移動に対する理解を深めてもらうことで、自転車等の利用に関する問題を解決することが期待できます。

このため、効果的な啓発メニュー、実効的な啓発活動方法、効果の確認をフィードバックする仕組み等を整理し、新宿区及び関係者が連携して工夫し、運用していきます。

(1) 自転車等利用に対する啓発内容

自転車等利用者へ以下のメニューで、ルールやマナーを啓発していきます。

新宿区及び関係者は、自転車等利用者の意識を向上させ、自転車等利用環境に係る問題を解決するため、遵守すべき交通ルールと利用マナーについて、効果的な啓発方法の運用を図っていきます。

【啓発内容】

- ① 自転車等駐輪場利用方法（放置禁止区域と撤去に関する事項の周知）
- ② 自転車等運転時の安全運転方法（道路交通法の理解と遵守）
- ③ 鉄道駅等への自転車等利用方法（駅周辺放置自転車等削減に向けた徒歩の推奨）
- ④ 防犯登録義務

(2) 啓発活動の実施方法

自転車等利用に関するルール・マナーを周知徹底し、遵守させるため、関係者が協力して啓発活動を実施します。

自転車等の利用に対する啓発対象、方法は下記の通りです。

- ① 自転車等利用者への直接的な啓発
（自転車等整理員による啓発活動や分かりやすい立て看板による周知）
- ② 小中高等学校等を通じた、児童、生徒、保護者への「**自転車安全利用五則**」等の教育
- ③ 各種専門学校、大学等を通じた学生への啓発
- ④ 地区協議会、町会等を通じた住民（最近事故が多発している高齢者を含む）・住宅オーナーへの啓発
- ⑤ 町会、職場、商店会等を通じた商店街利用者や外国人への啓発等
- ⑥ 新宿区への転入者の啓発

新宿区及び関係者は、啓発方法として、従来の広報紙やパンフレット等の“読む”啓発とともに、利用者への理解度を促すことを目的に、対話型や体験型の啓発に重点をおくメニューを作成し、関係者が、連携・協力し啓発活動を実施していきます。

②③の学校や地域における自転車教育方法として、最近事故の多い事例（例えば、携帯電話をしながらの運転、2人乗り運転、傘をさして片手運転等による転倒事故や衝突事故）等を目の前で実演し、安全運転を呼びかける啓発活動を、警察・区・区民有志でチームを編成して、計画的に学校を回ることなどが考えられます。なお、啓発に当たっては、自転車事故の現状や損害賠償制度の周知等にも努めます。

①④の啓発は、新宿区が主体となり、鉄道事業者や商店会、地域と連携し、キャンペーンの実施など、定期的、継続的な啓発活動を実施していきます。

また、交通安全知識の普及と啓発活動のため、下記のような事業も行います。

- ①区職員の運転者講習会 ②新宿区交通安全パレード
- ③交通安全視聴覚教材の貸し出し ④交通安全刊行物の配付
- ⑤啓発物品の配付 ⑥新宿区交通安全のつどい ⑦幼児交通安全教室
- ⑧子ども交通安全教室 ⑨高等学校交通安全教室 ⑩高齢者等交通安全教室
- ⑪スタントマンによる交通事故再現の体験型（スケアード・ストレイト）交通安全教室

(3) 啓発活動の評価とフィードバック

啓発活動実施後の効果の評価と、結果をフィードバックする仕組みをつくりま

これまで、新宿区による啓発活動、小学校等における自転車安全教室、鉄道事業者等によるキャンペーン（垂れ幕、ポスター、車内放送等）等により、自転車利用のマナー向上や放置自転車防止を目的とした啓発活動を実施してきましたが、その効果は必ずしも明らかではありません。そのため、実効性のある啓発活動を実施するとともに、その効果を適正に評価し、結果をフィードバックする仕組みを検討し、実施します。

2-4. 駐輪場や走行環境を整備する

(1) 自転車駐輪場等の整備

① 自転車駐輪場等の設置箇所について

自転車駐輪場（原付を含む。以下同様）は、未設置駅を中心に整備を進め、区内30駅に設けます。自動二輪車駐車場についても、道路上への設置や、民間駐車場の設置支援等を進めていきます。

また、鉄道駅周辺以外についても放置自転車や乗り入れ台数が多い箇所について、自転車乗り入れ台数や周辺の集客施設等の状況を考慮し、関係者の責務を明確にした上で、関係者の合意のもと、協力・連携し、環境改善策を進めます。

自転車駐輪場の整備は、区が主体となり、平成23年度末までに28駅においてを実施しました。さらに今後、未設置の2駅についても鉄道事業者等とも協議しながら整備を進めることにより、区内30駅に自転車駐輪場を設置します。また自動二輪車駐車場については、さらなる駅周辺の用地取得等が困難であるため、道路上への設置や民間駐車場の設置支援、区有の未利用地等の検討に努めていきます。

さらに、駅周辺や放置台数が多い区域の公共施設（区施設、都・国施設）や準公共的施設（郵便局、電話・電気・ガス・銀行等）については、休業日の駐車場開放などを含め、駐輪場の設置協力を求めています。区有施設の駐車場、自転車駐輪場については、積極的に休日開放策を展開することとします。

なお、道路上を利用する駐輪場については、改正された法令や東京都の基準等に基づき、適正化と整備を進めていきます。

また近年、他区での事例が見られる民設民営方式による自転車駐輪場等の整備について、検討を進めます。

② 自転車駐輪場等の整備目標量について

1. 区内 30 駅に自転車駐輪場を整備します。
2. 鉄道駅周辺以外の地域についても、大型商業施設、商店会、個別商店、学校関係者、集合住宅、公共・準公共施設等に協力を求め、駐輪場を整備します。当面は地域関係者の積極的な協力が得られる地域を優先して整備を進めます。
3. 隣接区との境界区域について、区境駅周辺の地域及び隣接区との協議等に基づき、駐輪場を整備します。

新宿区は、前総合計画に従い、自転車及び原付駐輪場の整備を進めてきましたが、今後はさらに自動二輪車の駐輪場整備も含めた対応が求められています。現在「整理区画」として道路上に設置している駐輪場については、法改正による新しい基準が定められたことから、そのあり方について、道路管理者、警視庁との調整の上、適正化を図ります。

整備目標の設定に当たっては、自転車及び原付に関する整備目標量として設定しますが、その際、原付の扱いは新たな法令等を遵守し、また、自動二輪車については、関係機関との調整を踏まえ、整備していくこととします。

【鉄道駅周辺の自転車駐輪場、整理区画整備目標量に関する考え方】

自転車駐輪場の整備目標量については、各駅の駐輪不足台数（自転車・原付乗り入れ台数と駐輪場利用台数の差分）に基づき算出します。整備にあたっては、現在使用中の「整理区画」も含め、道路法改正に伴う道路管理者の定めた基準に則り、見直しが必要であるため、各区域における自転車乗り入れ実態を含めた上、道路管理者、警視庁との調整をします。ここでは、対象を自転車及び原付としました。

また、算出にあたって、新宿駅、新宿西口駅、都庁前駅、西武新宿駅、西新宿駅に関しては「新宿駅周辺地区」として整理しています。

整備目標量算出結果：31 駅での整備目標量：

N = 3,360 台 (=1,360 台 (新宿駅周辺) +2,000 台(それ以外の駅))

鉄道駅別駐輪場整備目標量

No	鉄道会社	駅名	駐輪場名等	収容台数(H19.4.1)			整備目標量 (増設分)	最終収容台数 (H29年度)
				駐輪場	整理区画	合計		
1	JR東日本	JR新宿駅	新宿駅東南口	177	0	177	170	347
			新宿駅周辺	100	1,040	1,140	490	1,630
2	都営地下鉄	新宿西口駅	新宿西口駅周辺	0	70	70	190	260
3	西武鉄道	西武新宿駅	西武新宿駅周辺	0	125	125	170	295
4	都営地下鉄	都庁前駅	都庁前駅周辺	0	600	600	0	600
			都庁前駅周辺	0	285	285	0	285
5	東京地下鉄	西新宿駅	---	0	0	0	340	340
新宿駅周辺駅 小計				277	2,120	2,397	1,360	3,757
6	JR東日本	新大久保駅	新大久保駅	665	0	665	0	665
7	JR東日本	高田馬場駅	高田馬場1.2.3	526	545	1,071	330	1,401
8	JR東日本	大久保駅	大久保駅	0	156	156	0	156
9	JR東日本	信濃町駅	信濃町駅周辺	0	130	130	50	180
10	JR東日本	四ツ谷駅	四ツ谷駅周辺	0	370	370	80	450
11	JR東日本	JR飯田橋駅	飯田橋駅周辺	0	250	250	170	420
12	東京地下鉄	新宿御苑前駅	新宿御苑駅周辺	0	75	75	30	105
13	東京地下鉄	四ツ谷三丁目駅	---	0	0	0	340	340
14	東京地下鉄	落合駅	---	0	0	0	220	220
15	東京地下鉄	早稲田駅	早稲田駅周辺	0	250	250	60	310
16	東京地下鉄	神楽坂駅	神楽坂駅	90	0	90	0	90
17	東京地下鉄	市ヶ谷駅	市ヶ谷駅周辺	0	120	120	40	160
18	都営地下鉄	新宿三丁目駅	新宿三丁目駅周辺	0	190	190	40	230
19	都営地下鉄	曙橋駅	曙橋駅	138	200	338	0	338
20	都営地下鉄	落合南長崎駅	落合南長崎駅周辺	0	90	90	30	120
21	都営地下鉄	西新宿五丁目駅	西新宿五丁目駅周辺	0	150	150	40	190
22	都営地下鉄	国立競技場駅	---	-	-	0	0	0
23	都営地下鉄	東新宿駅	---	-	-	0	200	200
24	都営地下鉄	若松河田駅	若松河田駅周辺	0	150	150	10	160
25	都営地下鉄	牛込柳町駅	牛込柳町駅	125	0	125	0	125
26	都営地下鉄	牛込神楽坂駅	---	-	-	0	30	30
27	都電	都電早稲田駅	---	-	-	0	50	50
28	都電	都電面影橋駅	---	-	-	0	0	0
29	西武鉄道	下落合駅	下落合置場	0	60	60	70	130
30	西武鉄道	中井駅	中井駅周辺	0	160	160	210	370
31	東京地下鉄	西早稲田駅	---	-	-	0	-	-
新宿駅以外の駅 小計				1,544	2,896	4,440	2,000	6,440
合計				1,821	5,016	6,837	3,360	10,197

※国立競技場駅及び都電面影橋駅については状況に応じて目標量を設定する。

③ 自転車駐輪場等の設置主体について

駐輪場整備のための用地確保が難しい現状を踏まえ、新宿区と関係事業者等との協力体制により駐輪場を設置していきます。

- ア 鉄道駅周辺における、鉄道事業者及び駅周辺商業施設等との協力
- イ 鉄道駅周辺以外の区域における関係事業者との協力
- ウ 新宿区及び道路管理者が主体となり、道路上の駐輪場設置可能箇所の把握

これまでは新宿区のみで駐輪場の整備を手がけてきましたが、年々用地確保が困難になる中、今後、関係者の協力・連携なくして環境整備は進みません。そのため、対象区域における関係者を明確にした上で、役割などについて合意を図り駐輪場等の設置箇所を選定します。

鉄道駅周辺においては、鉄道利用者の乗り入れ台数が多いことは事実ですが、駅によっては、駅周辺の商業施設への買い物客の乗り入れや、駅近くへの通勤による利用も少なくないと推定されます。

そのため、本計画で定めている鉄道事業者が取り組む事項を確認し、実効性を図るとともに、商業施設や、オフィス、学校等の関係者においても、従来よりもさらに積極的な努力と協力のもと、自転車問題に係る課題解決に取り組まなければなりません。

鉄道駅周辺以外の地域においては、地域や、学校、商店街など、関係者の協力により駐輪場を設置し、また、地域の協力による駐輪場設置を促すことなどを目的とした区や関係事業者からの支援策が必要となります。民間駐車を自転車駐輪場に転用するなども、今後の課題です。また、隣接区境にある鉄道駅については、地域、隣接区、鉄道事業者がともに協議し、整備を進めます。

④ 附置義務の見直し

一定規模以上の施設を新築、増設するときは駐輪場の設置が義務付けられていますが、今後は対象施設の見直しや、既存施設、駅周辺以外の地域の施設への対応についても取り組みます。

また、自動二輪車駐車場の附置義務や地域特性に応じた運用についても検討します。

新宿区の条例による附置義務（条例第 26 条）では、定められた用途、規模に適合した施設を新設・増設した場合に、当該施設から 50m 以内に規定の台数を設置することになっています。

駅周辺においては、必ずしも鉄道利用者のみが自転車等を利用しているわけではありませんが、駅周辺の附置義務対象外施設については、社会的責任を踏まえ、自転車駐輪場等の設置努力が求められています。また、駅周辺以外の区域についても、集客数や居住住民数等、対象施設の自転車等利用者数の実態にあった自転車駐輪場等の設置が望まれます。

自動二輪車駐車場については附置義務対象となっていないため、今後自動二輪車駐車場の附置義務についても検討が必要です。

以上のことから、次の対策に取り組みます。

- ア 新宿区は、附置義務対象施設について、自転車駐輪場の設置を徹底する。
- イ 新宿区は、駅周辺等の自転車乗入れ台数が多い区域において、条例に定められた用途、規模に適合した既施設について自転車駐輪場の設置努力を求める。ただし、既設建物に自転車駐輪場を整備することは困難と思われるため、事業者が納得できる支援策やインセンティブを与える仕組みをつくる。また、自転車の駐輪や整理等に関する啓発を進める。**駅周辺の商業地域では、駐輪場の利用実態や地域特性を勘案し、附置義務駐輪場の共同化などの弾力的な運用を検討する。**
- ウ 附置義務対象外施設における自転車駐輪場の整備を推進するために、附置努力とすべき対象物件について、事業者が納得できる支援策やインセンティブの具体化と併せ、リスト化、マップ化する。これらの事業者には鉄道事業者を含む駅周辺等の大規模施設や、集客力のある施設事業者等があてはまる。
- エ 附置義務対象施設を見直し、集合住宅や事務所も対象とする。
- オ 民間事業者への附置義務（努力）を求めるのと併せて、区・都・国の建物等の公共性の高い施設については、附置義務を強化する等の見直しをする。
- カ 自動二輪車駐車場の附置義務化についても検討することとする。

⑤ 自転車駐輪場の優先利用について

自転車駐輪場の利用者については、身体に障害がある利用者等及び区内在住者を優先するよう考慮します。

現行では、収容台数よりも利用者が多い自転車駐輪場については、利用者住所と自転車駐輪場の距離等により優先順位を決定し、利用承認者を選定しています。しかし、自転車等の最近の利用実態に照らし、また、制度の公平性を保つため、できるだけ多くの人に利用の機会を提供するため、優先順位は最低限の条件とし、身体に障害がある利用者等及び区内在住者を優先するよう考慮します。

⑥ 自転車駐輪場の利用料金について

自転車駐輪場の利用料金については、施設の形態や利用率に加え、**民間自転車駐輪場の動向等を勘案して**設定します。

現在、自転車駐輪場の利用料金は同じですが、屋根やラック、管理人常駐の有無等、施設の内容は自転車駐輪場によって異なっています。**また最近では、民間駐輪場の設置も増えてきました。**今後は、自転車駐輪場の施設の内容や利用率に加え、**民間駐輪場の動向を勘案し検討**します。

⑦ 自転車駐輪場の一時利用について

一時利用（*注1）できる自転車駐輪場を増やします。

平成24年10月現在、一日利用のできる自転車駐輪場は5駅6か所、時間利用のできる自転車駐輪場は14駅15か所あります。しかし、買い物客等、短時間駐輪して場所を移動し、また他の場所で短時間駐輪するという自転車利用方法をしている人も少なくありません。また、自転車利用者の増加やライフスタイルの変化に伴い、一時利用の要望が高まっています。

そのため、一日利用や時間利用のできる駐輪場を増やしていきます。

（*注1：一日利用及び時間利用）

（2）自転車走行環境の整備

自転車走行環境の向上を目的とした、自転車走行空間のネットワーク化を図ります。

道路交通法では、自転車は車道の左端を通行することとなっており、指定された歩道だけは歩道通行可とされていますが、実際には自転車利用者は、指定された歩道以外の歩道を走行することが多く、歩行者との事故が多発しています。

平成19年4月に道路交通法改正案が国会を通過し、自転車の走行環境に関する制度改正が進められており、それに伴い、平成19年7月、国土交通省道路局と警察庁交通局により開催された「新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会」では、「自転車を考慮した道路空間の実現に向けた5つの取組」の一つとして、「走行空間の原則分離の推進」を挙げています。

新宿区内では、山手通りや靖国通りの一部において、歩道の一部をカラー舗装や路面標示するなどの方法で、自転車の走行空間の整備が行われています。しかし、他の道路においては、従来と同様に、高齢者や児童、さらにはやむを得ず幼児を載せて走らざるを得ない利用者等、一定量の自転車が歩道を通行する状況が続き、今後も歩行者とのトラブル等が絶えないことが懸念されます。一方、多くの自転車が車道空間を走行することになった場合、自動車とのトラブルにより重大事故が発生することも想定されます。

自転車利用者からは、車道上への自転車走行レーン（*注2）の設置等による自転車走行環境の向上を望む声が上がっていますが、区内の道路の多くは幅員が狭く、自転車走行レーンを設置することは現状の交通体系では困難であり、設置に向けては、道路を利用する全ての交通手段のあり方を見直す必要があります。

（*注2：車道の左端の区域を自転車が走行すべきとして指定したもの。）

しかし、ライフスタイルの変化等に伴い自転車利用者が増加していることを踏まえ、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる道路環境を整備するため、国や都の動向を踏まえつつ、自転車走行空間のネットワーク化を図っていきます。

(3) 自動二輪車について

乗り入れ台数が増加しつつある自動二輪車についても自動二輪車駐車場の整備を図ります。

自動二輪車については、公共交通が利用できない深夜・早朝の利用状況や、昼間の違法駐車現状等を踏まえると、早急に自動二輪車駐車場を設置する必要があり、以下の対策を講じる必要があります。

①現在設置している自転車駐輪場の一部を利用する。

ただし、自転車駐輪場の収容台数が不足している現状や、道路上への駐輪場設置の新しい基準を踏まえ、法令を遵守して整備を進めるものとする。

②助成制度等の充実により、民間駐車場の整備推進を支援する。

③自動二輪車駐車場の設置に当たっては、一時利用ができるようにする。

なお、自動二輪車駐車場の整備に当たっては、関係機関と調整し、条例等の制定が必要ですが、整備後の違法駐車取締りや撤去等の扱いについては、警察等と十分な協議が必要です。

このほか、自動二輪車対策として、利用者の啓発や義務の明確化、駐車場の附置義務、自動二輪車製造者への働きかけ等が今後の課題となります。

2-5. 放置自転車対策等を推進する

(1) 放置禁止区域の見直し

既存の放置禁止区域の見直し及び駅周辺以外の地域における放置禁止区域の指定について検討します。

鉄道駅周辺を禁止区域に指定することにより放置自転車等が周辺区域へと広がる懸念されるため、自転車駐輪場等の整備状況に合わせて、放置禁止区域拡充も視野に入れ、見直しを検討します。また、鉄道駅周辺地域以外における禁止区域の指定については、特に放置自転車等が著しい場合には、地域住民や関係者と協議のうえ、検討する必要があります。

(2) 放置自転車等の整理・撤去

駅周辺地域の定期的な撤去活動を推進し、また、地域住民と連携して放置対策を検討します。

現状では、鉄道駅周辺の放置禁止区域で業務にあたる整理指導員が放置禁止区域内で啓発活動を実施していますが、駅周辺以外の住宅街等での放置自転車も新たな課題となっていることから、放置禁止区域外においても区各町会や地区協議会等との情報交換を行い、地域との合同による普及啓発活動を実施するとともに、放置自転車等の撤去を含めた放置対策を検討していきます。

(3) 放置自転車等の保管・処分

撤去自転車等の保管や処分については、目的と効果を十分考えて行います。

撤去した自転車等は、区内4箇所では保管していますが、保管スペースの不足が問題となっており、保管用地の確保や保管期間の短縮等について、さらに検討することが必要です。

また、引き取り手のない自転車は、資源の有効利用や撤去費用の補填などを考慮し、リサイクルや海外供与、また売却することが望ましいことです。しかし、安価な自転車の量産による放置自転車問題の助長や、コストバランスの悪いリサイクル方法の場合の費用負担の増加等も懸念されるため、処分の目的と効果を十分踏まえて実施することが必要です。

放置自転車等の撤去、保管にはコストがかかり、その多くは区民の負担となります。自転車を放置する行為が、税金の無駄づかいであり、区民一人ひとりの負担であることを利用者、非利用者にかかわらず認識してもらい、適正な自転車利用を心がけなくてはなりません。そのため、コストに関する情報を利用者に積極的に開示し、自転車利用に係るコスト意識を醸成していきます。

2-6. 自転車等の適正利用を推進する

(1) 自転車等利用環境向上施策の推進

自転車等の適正利用を推進するため、関係者が協力・連携し、それぞれの役割と責務に応じて各種施策を推進します。また、必要に応じて条例等の見直しを図ります。

自転車等の適正利用を推進するためには、自転車等利用環境の整備や放置自転車等の防止対策、自転車等利用者の意識を向上させる施策など、ハード施策、ソフト施策の実施が必要です。しかし、これらの施策を着実に進めるためには、関係者が協力・連携し、それぞれの役割と責務に応じて進めていく必要があります。また、必要に応じて条例等の見直しも必要です。このため、関係者との協力・連携の強化という視点から各種施策を以下のようにして進めていきます。

①地域・関係者と協働するためのしくみづくり

地区独自の活動として、平成18年度、四谷地区において「四谷まち美化会議」が主体となり四ッ谷駅前等でキャンペーンを実施し、一定の効果을上げており、**区内の4交通安全協会**、**落合第一地区**や**早大南門通り**等でも啓発活動を課題として活動を始めています。このように地区住民の努力により、放置自転車問題の解決を図ることに努めている例があり、今後、新宿区が自転車問題に積極的に活動する地区住民を支援し、**こうした**主体的な活動を全区的に広げ、住民の意識を高め、新宿区全域の自転車問題解決を図る一助とします。

また、駅前商店街等での放置自転車問題解決のため、既存の自転車駐輪場の転用等を検討するなど、商店会等との連携と協力を進めることが必要です。

そのため、これらの活動を推進し、商店街等との連携・協力を強化するしくみづくりにつ

いて検討します。

なお、各種施策の具体的な推進は、本計画に基づき新宿区実行計画等により行い、駐輪場の整備目標の確保等、計画の適切な進行管理に努めます。また、自転車対策等の状況について、『広報しんじゅく』等により適宜区民に公表します。

②条例等の見直し

各種施策を実施し、自転車等の適正利用を推進するためには、自動二輪車対策も含め、必要な条例や規則の見直しが必要です。このため、現行の条例のうち、特に下記のものは本計画に基づき適切な見直しを行います。

- ・保管期間〔第13条〕
- ・返還手数料〔第14条、第24条の3〕
- ・駐輪場の使用料〔第19条〕
- ・整理区画の手数料〔第24条2〕
- ・附置義務〔第26条〕

(2) 自転車等利用環境向上のため実施すべき社会実験

自転車等の利用環境の向上をめざした各種取り組みの効果等を確認するため、新宿方式と呼べるような工夫を凝らした様々な社会実験に取り組んでいきます。

自転車等の利用環境を向上させるためには、取り組む事項の効果を確認後、仕組みを見直し、実践していくことが必要です。そのため関係者が協力し、新宿方式と呼べるような工夫を凝らした社会実験を実施し、効果のある方策を展開していきます。以下に、新宿区で取り組むべき社会実験の例を提示します。

■ 自転車等利用環境の向上（駐輪場整備、走行環境の整備）

- ・ 区役所等公的機関や銀行等の準公的機関が所有する駐輪場の休日開放
- ・ 自動二輪車駐車場（既実験地区以外の地区）
- ・ 自転車走行レーン
- ・ 歩道上駐輪場等の一時利用制度
- ・ 歩行者天国への自動二輪車、自転車の乗り入れ禁止
- ・ 区有未利用地の活用
- ・ 路地の活用
- ・ 目的地から離れた場所にある駐輪場利用の啓発

■ 自転車利用者のマナー向上

- ・ 具体的な事故事例等を見聞させる実践的自転車安全スクール教室の定期開催

新宿区自転車等駐車対策協議会委員名簿及び協議会の検討経過

新宿区自転車等駐車対策協議会 委員名簿 (任期：平成24年7月1日から平成26年6月30日)

区分	氏名	所属等
学識経験者	山川 仁	元東京都立大学助教授
	遠藤 新	工学院大学建築学部まちづくり学科准教授
区民	井上俊也	公募委員
	横江有道	公募委員
関係団体	鈴木豊三郎	新宿区町会連合会監事
	大室新吉	新宿区商店会連合会会長
	南 公夫	(財) 自転車駐車場整備センター理事
	峯岸 明	(株) 小田急百貨店総務部長
	内田 満	新宿区専修学校各種学校協会理事(事務局長)
鉄道事業者	高橋 健	東日本旅客鉄道(株) 東京支社総務部企画室副課長
	小林良憲	西武鉄道(株) 計画管理部計画課マネージャー
	武田康弘	東京都交通局総務部企画調整課長
	安達光成	東京地下鉄(株) 鉄道本部鉄道統括部 渉外・工事調整担当課長
警察 道路管理者	上田 誠	国土交通省東京国道事務所交通対策課長
	塚本俊之	東京都第三建設事務所管理課長
	矢野修次	警視庁新宿警察署交通課長
	椎名康雄	警視庁交通部交通規制課課長代理
新宿区	野崎清次	新宿区みどり土木部長
合計		18名

新宿区自転車等駐輪対策協議会 検討経過

会議名	開催日	議題等
第1回 協議会	H24.7.5	<ol style="list-style-type: none"> 協議会委員の委嘱 会長、副会長の選出 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」(平成20年1月策定)の実施状況等について <ol style="list-style-type: none"> 計画概要(説明) 計画期間前半の実施状況(報告) 計画期間前半の実施結果や社会環境の変化等を踏まえての課題(説明)
第2回 協議会	H24.9.4	<ol style="list-style-type: none"> 調査事項の説明 <ol style="list-style-type: none"> 区政モニターアンケート速報集計結果について 「自転車等の駐輪対策」に関する22区調査集計結果について 「新宿区自転車等の駐輪対策に関する総合計画」の中間評価及び計画の一部改訂について(案)
第3回 協議会	H24.11.5	<ol style="list-style-type: none"> 現行総合計画に対する評価、課題、検討事項等

この冊子は、表紙・本編とも再生紙を使用しています。

**新宿区自転車等の利用と
駐輪対策に関する総合計画**

(改定版)

平成 () 年 月発行

編集・発行

新宿区みどり土木部交通対策課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 (03) 3209-1111

印刷物作成番号

2013-10-3804